

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

産業機械健康保険組合 宛

令和 年 月 日提出

お勤めされている事業所情報	※ ¹ 記号・番号														
	事業所名														
	※ ¹ 資格取得日	昭和・平成・令和 年 月 日										※1「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に記載のある記号・番号および資格取得日です。			
	※ ² 資格喪失日	昭和・平成・令和 年 月 日										※2 退職日の翌日			
対象者欄	氏名	(フリガナ)										性別	<input type="checkbox"/> 男	★ <input checked="" type="checkbox"/> 資格確認書の発行が必要	<input type="checkbox"/>
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成					年	月	日	年齢	歳				
	個人番号 (マイナンバー)											被扶養者 の有無	有・無		
	居住所 (送付先)	(フリガナ) 〒 -													
	連絡先	自宅電話番号 ()					携帯番号 ()								
	◆居住所と住民票住所が異なる場合はご記入ください。														
住民票 住 所	(フリガナ) 〒 -														
	納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 半期前納 <input type="checkbox"/> 年間前納 (4月～9月・10月～年度末の3月) (年度末の3月分まで) ○前納分保険料の納付期限は任意継続の <u>資格取得月の月末</u> です。資格取得月の月末までの納付に間に合わない場合、前納は選択できませんので事前に組合までご連絡ください。 また、いざれにも団がない場合は、「毎月納付」を選択したとみなします。													

念書

1.任意継続被保険者の保険料については、健康保険法に基づき、納付期限までに納付いたします。

納付期限までに保険料を納付しなかった場合は、任意継続被保険者の資格を失うこと。（健康保険法38条）

初回保険料につきまして、期限までに納付がなかったときは、任意継続被保険者資格取得日に遡って資格取消になること。（次頁、[納付書について]をご覧ください。）

銀行窓口以外で振込みを行ったことで納付期限までに間に合わない、領収書が発行されない、納付金額を誤って振込む等のことが発生しても、すべて自己責任とします。

【納付期限について】

・初回納付期限：健康保険組合が指定した日（複数月の保険料納付が必要な場合があります。）

・2回目以降の納付期限：毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）

2.任意継続被保険者資格がないにもかかわらず、保険医療機関を受診した場合は、貴健康保険組合が負担した医療費を返還いたします。

3.次頁の【留意事項】を確認しました。

令和 年 月 日 被保険者氏名

【組合記入欄】

1000		喪失時標準報酬月額 標準報酬月額	千円 千円	円	前納 年 半 月 ()
------	--	---------------------	----------	---	--------------

MN _____

※次年度納付方法 年 半 月

【留意事項】

1. 資格喪失日（退職の翌日）の前日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること。
2. この申請書は資格喪失の日から20日以内（組合必着）が提出期限となります。
3. 初回保険料について

取得時の保険料は、申請後に納付書をご郵送いたしますので、納付期限までに指定銀行にお振込みください。

取得月以降、「毎月納付」の保険料納付期限は、毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）のため、申請書の処理日等によっては2か月分の保険料を納付していただく場合もありますので、申請前に当組合までお問い合わせください。40歳以上65歳未満の方は、介護保険料も必要です。

【納付書について】

納付額と納付期限は納付書に記載されています。初回保険料が期限までに納付されなかつたときは、任意継続被保険者資格取得日に遡って資格取消となり、当組合の被保険者資格は無効となるため保険医療機関は受診できません。
万が一、受診されてしまった場合は、医療費を返還していただきますのでご留意ください。

※資格が取消・喪失となった場合で、資格確認書の交付を受けている方は、資格確認書を速やかにご返却ください。

4. 保険料の納付方法は毎月納付と前納の2種類ありますが、前納は年度途中で資格取得した場合に資格取得日の翌月分から9月分または年度末（3月分）までを資格取得月の月末（土日祝日の場合は翌営業日）までに一括で納めることにより割引（約1～2%）が適用されます。詳しい金額については、当組合までお問い合わせください。
5. 算定基礎届等の届出状況により、保険料の還付もしくは追加徴収が発生する場合がございます。
6. 被保険者以外の方が申請される場合は、委任状が必要となります。
7. 被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上、障害者の方は、180万円未満。19歳以上23歳未満（配偶者除く）は150万円未満。）であり、被保険者によって生計を維持されていることが必要となります。
年間収入が基準額を下回っているときは、被扶養者異動届（添付書類は省略いたします。）を併せてご提出ください。
異動届は当組合ホームページよりダウンロードできます。

★資格確認書の発行について

資格確認書の発行が必要な場合は、「★」欄に□してください。

以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者。
- ・マイナンバーカードを保持しているが健康保険証利用登録を行っていない者。
- ・マイナ保険証利用登録解除した者、または、マイナ保険証利用登録解除を申請している者。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者。

◎マイナンバー法に基づく本人確認措置について

- ・番号制度では、本人または、その代理人から個人番号の提供を受けるときに、マイナンバー法第16条に基づく本人確認措置を行うことが義務付けられています。
- ・マイナンバー法に基づく本人確認措置では、「番号確認」と「身元（実存）確認」を行います。

番号確認：提供された個人番号が正しい番号であることの確認

身元（実存）確認：個人番号の提供を行う者が番号の正当な持主であることの確認

＜添付書類＞

マイナンバーカードを持っている方（1種類で確認が可能です。）

　マイナンバーカードの両面の写しを添付してください。

マイナンバーカードを持っていない方（①と②の2種類を添付してください。）

①身元確認が取れる「運転免許証やパスポート」などの写し

②番号確認が取れる「通知カードや住民票（マイナンバー付）」などの写し

〔送付・お問合せ先〕

〒105-0014 東京都港区芝2-13-4 産業機械健康保険組合 電話03-5232-5006

※個人情報漏洩等を防ぐため、ご郵送の際は、配達記録が残る方法でご提出ください。